

令和2年度行政事業レビューシート ( 復興庁 )

事業名	社会資本整備総合交付金 (復興)			担当部局	復興庁	作成責任者			
事業開始年度	平成23年度	事業終了 (予定) 年度	令和7年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 増田 直樹			
会計区分	東日本大震災復興特別会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等			関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画				
主要政策・施策	-			主要経費	公共事業				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会資本整備総合交付金(復興)は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)(※)を踏まえ、地方公共団体等が作成した社会資本整備総合計画(復興)に基づき行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災の被災地域における復興が図られることを目的とする。 (※)復興関連予算の見直し後は(イ)のみに限定。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>地方公共団体等が作成した社会資本整備総合計画(復興)に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。</p> <p>&lt;基幹事業&gt;【基幹事業ごとの事業概要は別紙1参照】 社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、 ⑧ その他総合的な治水事業、⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園・緑地等事業、 ⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業</p> <p>&lt;関連社会資本整備事業&gt; 社会資本整備総合計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備及び公的賃貸住宅の整備に関する事業</p> <p>&lt;効果促進事業&gt; 社会資本整備総合計画の目標実現のために基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等</p>								
実施方法	交付								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
		補正予算	108,952	96,079	122,555	119,782	7,667		
		前年度から繰越し	-	-	18,579	-	-		
		翌年度へ繰越し	92,918	90,260	78,317	116,246	-		
		予備費等	▲ 90,260	▲ 78,317	▲ 116,246	-	-		
		計	-	-	-	-	-		
	執行額	111,610	108,022	103,205	236,028	7,667			
	執行率 (%)	110,005	104,743	102,299	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	99%	97%	99%	-	-				
令和2・3年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由					
	交付金事業	119,782	7,667	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和元年12月20日閣議決定)において、地震・津波被災地域における社会資本整備総合交付金(復興)事業は復興・創生期間の終了をもって廃止することとされたため。					
	計	119,782	7,667						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	全ての社会資本整備総合計画(復興)について、同計画中の成果指標を達成する	社会資本整備総合計画(復興)中の成果指標の達成度 (%) (当該年度に計画期間が終了し、事後評価が行われた各整備計画内の定量的指標について、指標目標達成度を算出。指標目標達成度=(実績値-計画当初値)/(計画目標値-計画当初値) 整備計画ごとに、指標目標達成度の平均を整備計画の目標達成度とし、対象となる整備計画の計画目標達成度を単純平均して算出。)	成果実績	%	100	該当なし	該当なし	-	-
		目標値	%	100	100	100	-	-	
達成度		%	100	-	-	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	社会資本整備総合計画(復興)の成果指標の目標値の達成状況についての地方公共団体に対する調査(国土交通省)								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	3年度活動見込
	社会資本総合整備計画数	活動実績	計画数	20	19	17	-	-
		当初見込み	-	-	-	-	-	-

単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	
	当該年度の当初配分額／当該年度に社会資本整備総合交付金が当初配分された計画数	単位当たりコスト	百万円	5,349.7	4,983.3	6,957.9	-	
		計算式	百万円/計画数		106,994/20	94,682/19	118,284/17	-

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	-							
		施策	-							
		測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標年度	目標年度
	-		実績値							
			目標値							
	新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野:							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時年度	元年度	2年度	中間目標年度	目標最終年度
			-	成果実績						
				目標値						
		達成度		%						
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時年度	元年度	2年度	中間目標年度	目標最終年度	
		-	成果実績							
	目標値									
達成度	%									
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										

**事業所管部局による点検・改善**

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	復興関連予算の見直しにより、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組に限定しており、国民や社会のニーズを反映したものとなっている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、地方公共団体等が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を対象としており、国として支援すべきものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、地方公共団体等の社会資本の整備等を支援するものであり、東日本大震災の被災地域における復興のために必要な事業である。また、平成27年6月の復興推進会議において、道路事業及び砂防事業について対象事業を見直したところである。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国と地方公共団体等とは関係法令等に定められた妥当な負担関係を適用したのとなっている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	地方公共団体等が作成する計画に基づき行う社会資本の整備等のために必要な経費について交付金を配分しており、単位当たりコストは妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	地方公共団体等が策定した計画に基づく事業であって、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	成果目標には地方公共団体等が設定した計画の成果指標の達成度を設定しており、地方公共団体が策定した計画に基づく事業を支援する本事業の趣旨に鑑み、適切な指標となっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	計画内の成果目標を達成できている状況であり、整備された施設等が十分活用されているものと考えられる。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金(復興)との役割分担については、被災地域の復興等のための事業等にあつては社会資本整備総合交付金(復興)により、「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」に対する集中的支援にあつては防災・安全交付金により、成長力強化や地域活性化等につながる事業にあつては社会資本整備総合交付金により支援しており、それぞれ適切な役割分担となっている。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	国土交通省	0422	社会資本整備総合交付金	
	国土交通省	0423	防災・安全交付金	
点検・改善結果	点検結果	東日本大震災の被災地域における復興に関する目標が達成できている状況であり、引き続き適正な執行が行われるよう留意すべきである。		
	改善の方向性	事業の目的である東日本大震災の被災地域における復興に向け、引き続き、適正な執行が行われるよう留意すべきである。		

外部有識者の所見

対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現  
状  
通  
り

事業の目的である東日本大震災の被災地域における復興に向け、引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現  
状  
通  
り

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)及び各事業の進捗状況等を踏まえ、必要な経費を精査のうえ予算を要求したところ。事業の目的である東日本大震災の被災地域における復興が図られるように、引き続き効率的・効果的な予算の執行に努めていく。

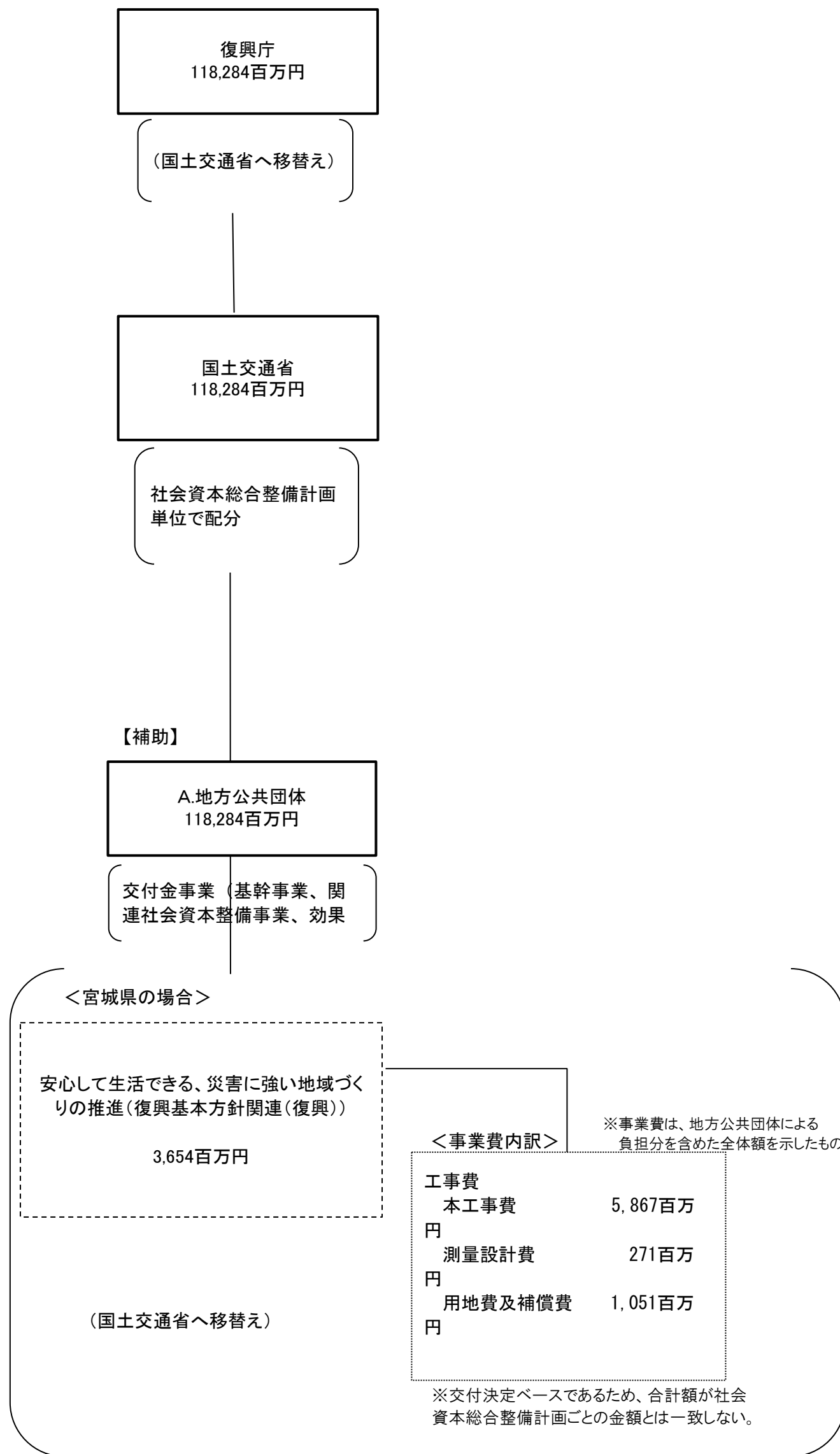
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	108	平成25年度	160
平成26年度	187	平成27年度	0190	平成28年度	0196	平成29年度	0159
平成30年度	0147						
平成31年度	復興庁 ( 0148 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を  
 行っているかにつ  
 いて補足する)  
 (単位: 百万円)



費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.宮城県			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	交付金事業	東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備(復興基本方針関連(復興))	12,771			
	交付金事業	被災地における総合的な浸水対策の推進(復興基本方針関連(復興))	3,654			
	交付金事業	宮城県港湾再生・復興計画(復興基本方針関連(復興))	3,602			
	交付金事業	宮城野原防災公園整備計画(復興)	183			
	計		20,210	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福島県	7000020100005	復興を支え、災害に強い道路整備の推進(復興基本方針関連(復興))等	63,541	補助金等交付			
2	岩手県	4000020030007	(第2期)岩手県東日本大震災津波復興計画～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造～(復興基本方針関連(復興))等	21,564	補助金等交付			
3	宮城県	8000020040002	東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備(復興基本方針関連(復興))等	20,209	補助金等交付			
4	茨城県	2000020080004	地震・津波等防災強化による安全安心な地域づくり(復興基本方針関連(復興))等	7,984	補助金等交付			
5	青森県	2000020020001	被災地における創造的復興を推進し、防災・減災機能の強化を図る道づくり(復興基本方針関連(復興))等	3,896	補助金等交付			
6	千葉県	4000020120006	千葉県における津波対策計画(復興基本方針関連(復興))等	1,089	補助金等交付			

<b>基幹事業名</b>	道路事業
<b>事業概要</b>	<p>道路事業 一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業</p> <p>(1)道路事業【国費率1/2等】 地方公共団体が行う道路の新設、改築、修繕又は維持(除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。)に関する事業をいう。</p>

<p><b>基幹事業名</b></p>	<p>港湾事業</p>
<p><b>事業概要</b></p>	<p>港湾事業  港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業</p> <p>(1)港湾改修事業【国費率 5/10、4/10、1/3 等】  一般公衆の利用に供することを目的として、以下の①～⑤に掲げる港湾施設の建設又は改良を行う事業。ただし、⑤に掲げる施設のための建設又は改良を行う事業及び水深7.5m以上の係留施設と一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。  ①港湾法第2条第5項第1号に規定する水域施設  ②港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設  ③港湾法第2条第5項第3号に規定する係留施設  ④港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設  ⑤港湾法第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地</p> <p>(2)緑地等施設整備事業【国費率 緑地5/10、用地1/3】  臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。</p> <p>(3)海域環境創造・自然再生等事業【国費率 水質浄化施設5/10、施設改良4/10、沈廃船等処理1/3 等】  海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るために行う、以下の①～③に掲げる事業。  ①海浜・水質浄化施設  港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備  ②施設改良  水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良  ③沈廃船等処理  沈廃船：港湾法第37条の3に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理  放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理</p>



<b>基幹事業名</b>	河川事業、その他総合的な治水事業（河川）
<b>事業概要</b>	<p>河川事業 一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業</p> <p>(1)広域河川改修事業【国費率1/2】 河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する事業をいう。</p> <p>(2)地震・高潮対策河川事業【国費率1/2】 津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備等を実施する事業をいう。</p> <p>(3)流域治水対策河川事業【国費率1/2】 地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施する事業をいう。</p> <p>(4)特定構造物改築事業【国費率1/2】 今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業をいう。</p> <p>その他総合的な治水事業 (1)総合流域防災事業【国費率1/2（準用河川改修事業、雨水貯留事業、浄化事業、洪水氾濫域減災対策事業は1/3）】 流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業（統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業にあつては、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。）をいう。</p>

<p><b>基幹事業名</b></p>	<p>砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業（砂防）</p>
<p><b>事業概要</b></p>	<p>砂防事業 砂防工事に関する事業</p> <p>(1)通常砂防事業【国費率1/2】 砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。</p> <p>(2)火山砂防事業【国費率5.5/10】 火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業をいう。</p> <p>地すべり対策事業 国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業</p> <p>(1)地すべり対策事業【国費率1/2】 国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業をいう。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊防止工事に関する事業</p> <p>(1)急傾斜地崩壊対策事業【国費率1/2】 急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。</p> <p>その他総合的な治水事業</p> <p>(1)総合流域防災事業 流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業（総合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業にあつては、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。）をいう。</p> <p>1)砂防事業【国費率1/2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 砂防事業</li> <li>② 地すべり対策事業</li> <li>③ 急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>④ 雪崩対策事業</li> <li>⑤ 砂防設備等緊急改築事業</li> <li>⑥ 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業</li> </ul> <p>2)情報基盤総合整備事業【国費率1/2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報基盤整備事業</li> <li>② 土砂災害情報共有システム備事業</li> <li>③ 河川等情報基盤総合整備全体計画</li> </ul> <p>3)砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査【国費率1/3】 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査</p>

<p><b>基幹事業名</b></p>	<p>海岸事業</p>
<p><b>事業概要</b></p>	<p>海岸事業 海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業</p> <p>(1)高潮対策事業【国費率1/2】 高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p> <p>(2)侵食対策事業【国費率1/2】 海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p> <p>(3)海岸耐震対策緊急事業【国費率1/2】 堤防・護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p> <p>(4)海岸堤防等老朽化対策緊急事業【国費率1/2】 老朽化により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p> <p>(5)津波・高潮危機管理対策緊急事業【国費率1/2、※南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路等は2/3】 既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③津波・高潮ハザードマップの作成支援、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援(計画策定に伴う調査含む。)を総合的に実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p> <p>(6)海岸環境整備事業【国費率1/3】 堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。</p> <p>(7)海域浄化対策事業【国費率1/2、※公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条に該当するもの以外の事業については1/3】 水管理・国土保全局所管海岸に係る海岸保全施設の機能の確保を図るため、放置座礁船の処理等を実施する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。</p>

<b>基幹事業名</b>	都市公園・緑地等事業
<b>事業概要</b>	都市公園・緑地等事業 都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業  (1)都市公園等事業(国費率 用地:1/3、施設:1/2)のうち、津波被害を受けた市街地の津波対策を目的として整備される浸水区域外の防災公園(津波対策として整備される避難地、防災拠点となる都市公園)の整備。